

II-2

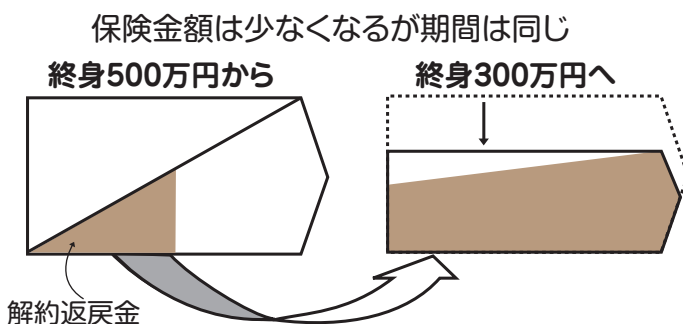
保険の見直し方法

保険の見直しをする前に、まずはどのような見直し方法があるか見てみましょう。

保険の見直し方法

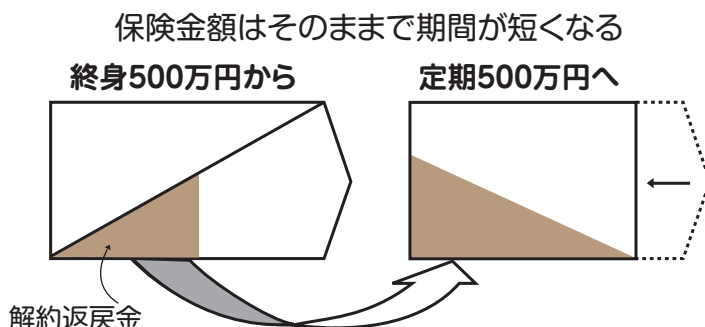
① 払済保険

保険料の払込みを中止し、その時点での解約返戻金をもとに、保険期間が同じ種類の保険（または養老保険）に変更する方法。解約返戻金で一時払いする形なので、以後の保険料の払込みは不要になります。保険料の払込みを停止した後も保障は継続する。保険金額は少なくなるのが一般的で、原則として特約はすべてなくなる。



② 延長保険

保険料の払込みを中止し、その時点での解約返戻金をもとに、現在の保険金額と同額の定期保険に変更する方法。解約返戻金で一時払いする形なので、以後の保険料の払込みは不要になります。延長保険に変更した後の保険期間は、変更前の保険期間より短くなるのが一般的。特約は、原則として消滅。



③ 中途減額

契約している保険金額を途中で減額する制度。減額後は、減額した分の保険料が安くなる。

⑤ 解約

契約が消滅し、解約返戻金が支払われる。解約返戻金は契約期間が短い保険では、全くないか、あってもごくわずかな金額になる。

④ 中途増額

契約途中で保険金額を増額できる制度。増額した保険の保険料は、その時点の年齢で計算される。また、増額分はあらかじめ健康状態の告知が必要。

⑥ 特約の中途増額

医療特約を付加している場合、契約途中で入院給付金の金額を増額できる制度。新たな特約の付加、特約の増額、特約の付け替え、等の方法がある。

★ 自動振替貸付制度

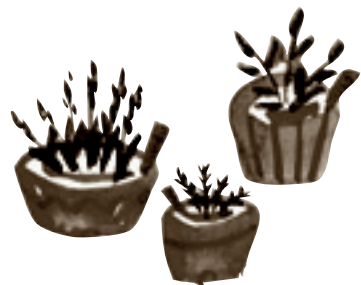
期限までに保険料の支払いがない場合、解約返戻金を担保に自動的に保険料が貸し出される制度。解約返戻金の9割以内であれば借り入れができる「契約者貸付制度」もある。

⑦ 契約転換制度

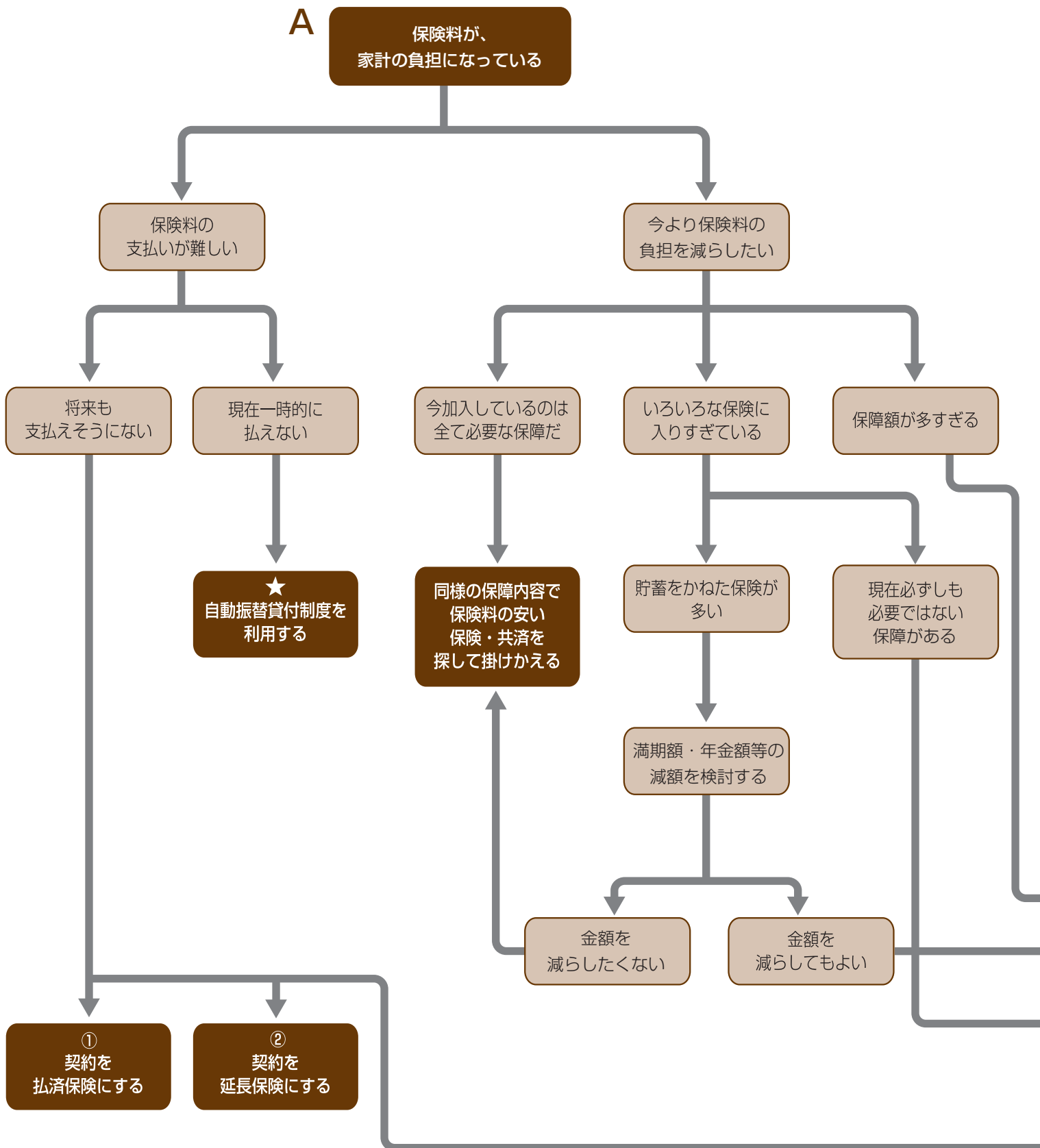
現在の保険を下取りしてもらい、その精算金額を頭金にして新しい保険に加入する制度。転換方法には、基本転換・定特転換・比例転換がある。保険会社は転換前後の契約の違い、予定利率の引き下げ、他の見直し方法について説明義務がある。現在の契約は解約される。

II-3

保険の見直しの手順



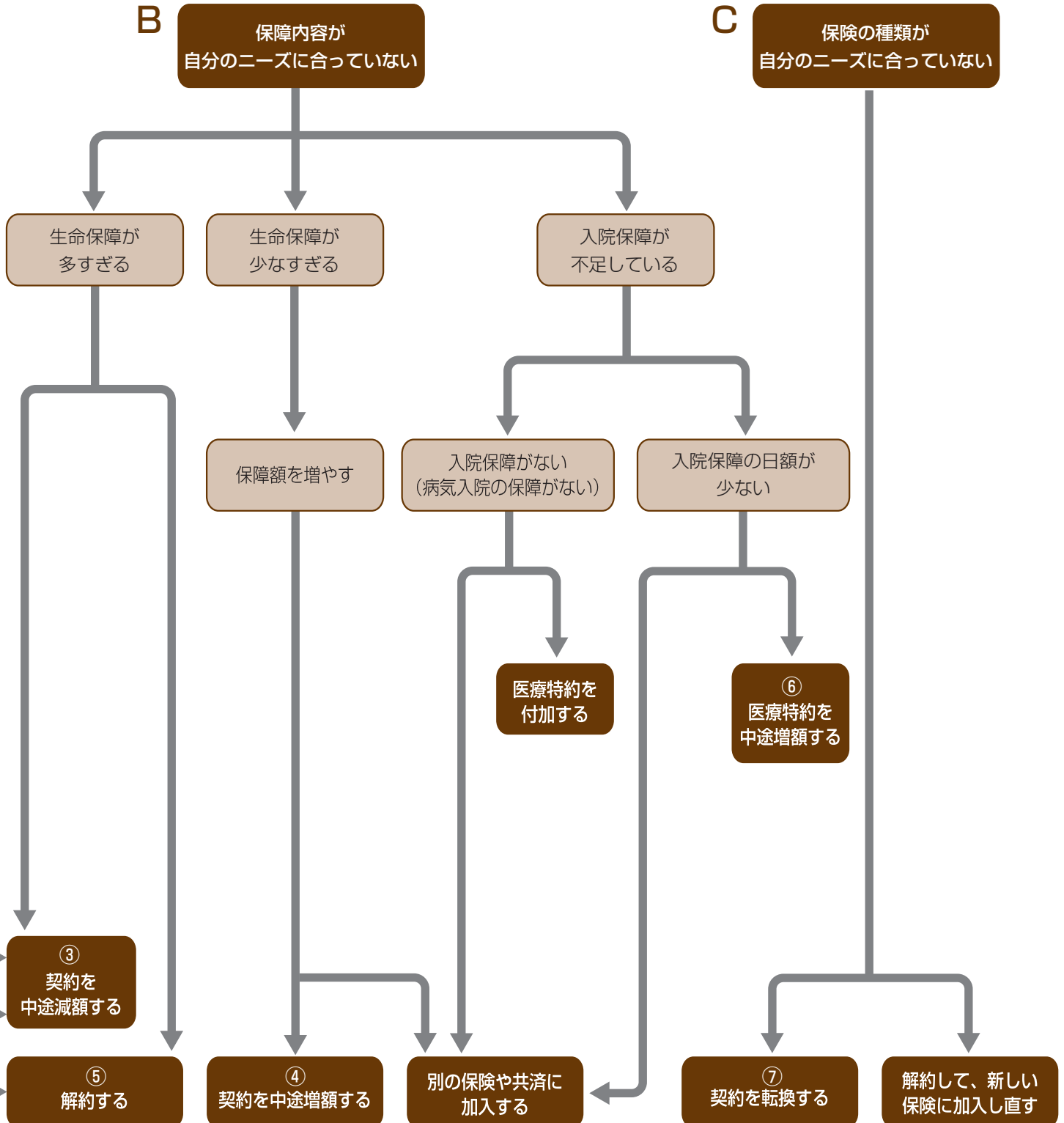
わが家の保障の見直しが必要となった場合は、以下のチャートを参考に見直しの方を決めましょう。A～Cであなたに当てはまったものを見てみましょう。適切な方法が決まったら、契約者本人が保険会社へ連絡し手続きを行います。



解約する際の注意点

見直しの結果、解約が必要となった場合は、次の点に注意しながら行ってください。

- ・高景気時代の契約は予定利率が高いため、現時点で加入する場合よりも保険料が安くなっています。終身保険や年金保険など解約返戻金（責任準備金）の貯まるタイプの契約を安易に解約すると不利になることがあります。
- ・新しく保険契約を結ぶときには、医師の診査などを受ける必要があります。健康状態によっては、新しく保険に加入できないことも考えられますので、**解約は、新契約が成立した後に手続き**を行きましょう。



①～⑦の内容は、前ページで確認してください。